

令和4年第1回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和4年1月17日（月） 午前10時00分
閉会日時	令和4年1月17日（月） 午前11時20分
場 所	湯沢市役所本庁舎 4階 会議室44
出席者	教育長 和田 隆彦 教育委員 議席番号1 後藤 美喜子 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 築瀬 均 教育委員 議席番号4 佐藤 恵
欠席者	なし
出席職員	教育部長 佐藤 司 教育総務課長 高橋 一 学校教育課長 寺田 玲子 生涯学習課長 高橋 秀明 文化財保護室長 高山 明 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 邦彦
傍聴人	なし

【会議に提出された議案】

- 議案第1号 湯沢市健康ドーム条例の一部改正の申出について
- 議案第2号 湯沢市B&G海洋センター条例の一部改正の申出について
- 議案第3号 湯沢市体育館条例の一部改正の申出について
- 議案第4号 湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第5号 湯沢市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の申出について

【前回議事録の承認】

今回承認を要する議事録なし。

【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号3番及び4番の委員を指名した。

【教育長の報告】

- ・令和4年度小中学校入学予定者について
- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・令和4年度職員人事について
- ・冬季スポーツにおける児童生徒の活躍について

令和4年第1回 湯沢市教育委員会議事録

【議 事】

- 議案第1号 湯沢市健康ドーム条例の一部改正の申出について
- 議案第2号 湯沢市B & G海洋センター条例の一部改正の申出について
- 議案第3号 湯沢市体育館条例の一部改正の申出について

(生涯学習課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

委員	施設を修理する時は指定管理者が行うことになるのか。
生涯学習課長	大規模改修は市で行い、それ以外は指定管理者が行うことになる。
委員	指定予定期間の3年が経過したらどうなるのか。
生涯学習課長	引き続き同じ団体をお願いするか、指定管理者を再募集するかになる。
委員	指定管理者の募集は、5つの施設一括の募集なのか、施設毎の募集なのか。
生涯学習課長	一体的に管理していただきたいので、一括募集したいと考えている。
委員	この施設の利用料金は有料なのか、無料なのか。
生涯学習課長	もともと有料の施設である。
委員	他市町村ではスポーツ施設の指定管理は進んでいるのか。
生涯学習課長	大館市や由利本荘市等で実施している。湯沢市が決して早い方ではないと思う。

- 議案第4号 湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

なし

- 議案第5号 湯沢市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の申出について

(教育総務課長が資料に基づき説明)

<質疑等>

なし

令和4年第1回 湯沢市教育委員会議事録

議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第1号	湯沢市健康ドーム条例の一部改正の申出について	可 決
議案第2号	湯沢市B&G海洋センター条例の一部改正の申出について	可 決
議案第3号	湯沢市体育館条例の一部改正の申出について	可 決
議案第4号	湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部改正について	可 決
議案第5号	湯沢市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の申出について	可 決

令和4年 第1回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和4年1月17日(月) 午前10時00分
場 所 市役所本庁舎4階 会議室44

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名（2名）

3. 教育長の報告

4. 議 事

議案第1号 湯沢市健康ドーム条例の一部改正の申出について

議案第2号 湯沢市B & G海洋センター条例の一部改正の申出について

議案第3号 湯沢市体育館条例の一部改正の申出について

議案第4号 湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

議案第5号 湯沢市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の申出について

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和4年 第1回 湯沢市教育委員会 提出案件

- 議案第1号 湯沢市健康ドーム条例の一部改正の申出について
- 議案第2号 湯沢市B & G海洋センター条例の一部改正の申出について
- 議案第3号 湯沢市体育館条例の一部改正の申出について
- 議案第4号 湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第5号 湯沢市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の申出について

議事録署名委員

3番 築 瀬 均 委員

4番 佐 藤 恵 委員

議案第1号

湯沢市健康ドーム条例の一部改正の申出について

湯沢市健康ドーム条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和4年1月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市健康ドームを含むスポーツ施設（5施設）の指定管理者制度の活用を検討しており、所要の改正を行うものです。

湯沢市健康ドーム条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

湯沢市健康ドーム条例（平成17年湯沢市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、第10条を第16条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第12条 ドームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、ドームの使用時間若しくは休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がドームの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がドームの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ドームの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) ドームの使用の許可に関する業務
- (3) ドームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第14条 第9条第1項の規定にかかわらず、第12条第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったドームを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第9条を第11条とし、第4条から第8条までを2条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の2条を加える。

(使用時間)

第4条 ドームの使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日 午前9時から午後5時まで

(2) 月曜日以外の日 午前9時から午後9時まで

(休館日)

第5条 ドームの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

別表中「第7条」を「第9条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

湯沢市健康ドーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>(使用時間)</u></p> <p><u>第4条</u> <u>ドームの使用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>(1) 月曜日 午前9時から午後5時まで</u></p> <p><u>(2) 月曜日以外の日 午前9時から午後9時まで</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>ドームの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>

(指定管理者による管理)

第12条 ドームの管理は、地方自治法

(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、ドームの使用時間若しくは休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がドームの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合におい

て、当該指定管理者がドームの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） ドームの施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） ドームの使用の許可に関する業務

（3） ドームの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、ドームの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

（利用料金）

第14条 第9条第1項の規定にかかわらず、第12条第1項の規定によりドームの管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承

<p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>別表 (<u>第7条</u>関係)</p> <p>略</p>	<p><u>認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。</u></p> <p><u>(原状回復義務)</u></p> <p><u>第15条</u> 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったドームを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第16条</u> 略</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>別表 (<u>第9条</u>関係)</p> <p>略</p>
---	---

議案第2号

湯沢市B&G海洋センター条例の一部改正の申出について

湯沢市B&G海洋センター条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和4年1月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市B&G海洋センターを含むスポーツ施設（5施設）の指定管理者制度の活用を検討しており、所要の改正を行うものです。

湯沢市B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

湯沢市B & G 海洋センター条例（平成17年湯沢市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 海洋センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、海洋センターの使用期間若しくは使用時間を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が海洋センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が海洋センターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 海洋センターの使用の許可に関する業務
- (3) 海洋センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業

務

(4) 前3号に掲げるもののほか、海洋センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第15条 第10条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった海洋センターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第2項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(使用期間)

第5条 海洋センターの使用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用時間)

第6条 海洋センターの使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

別表中「第8条関係」を「第10条関係」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第5条、第6条関係）

使用期間	区分	使用時間
6月	毎日	午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで
7月及び8月	月曜日	午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで
	月曜日以外の日	午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで 午後6時から午後8時30分まで
9月	毎日	午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

湯沢市B & G海洋センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>2 使用料の額は、<u>別表</u>____のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p><u>(使用期間)</u></p> <p><u>第5条</u> <u>海洋センターの使用期間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p><u>(使用时间)</u></p> <p><u>第6条</u> <u>海洋センターの使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>2 使用料の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p>

第13条 海洋センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、海洋センターの使用期間若しくは使用時間を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が海洋センターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が海洋センタ

一の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） 海洋センターの使用の許可に関する業務

（3） 海洋センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、海洋センターの運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

（利用料金）

第15条 第10条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

<p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>	<p><u>3</u> <u>指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。</u></p> <p><u>(原状回復義務)</u></p> <p><u>第16条</u> <u>指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった海洋センターを速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> 略</p>
---	--

議案第3号

湯沢市体育館条例の一部改正の申出について

湯沢市体育館条例を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和4年1月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市総合体育館を含むスポーツ施設（5施設）の指定管理者制度の活用を検討しており、所要の改正を行うものです。

湯沢市体育館条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

湯沢市体育館条例（平成17年湯沢市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第17条とし、同条の前に次の4条を加える。

（指定管理者による管理）

第13条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の使用時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 体育館の使用の許可に関する業務
- (3) 体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、市長の権

限に属する事務を除く業務

(利用料金)

第15条 第10条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付することができる。

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第2項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(使用時間)

第5条 体育館の使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 体育館の休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

別表中「第8条」を「第10条」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第4条、第5条関係）

名称	使用時間	休館日
湯沢市総合体育館	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
湯沢市体育センター	午前9時から午後10時まで	12月29日から翌年の1月3日まで
湯沢市稲川体育館	午前9時から午後9時まで	(1) 毎週火曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日まで
湯沢市皆瀬体育館	午前9時から午後10時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

湯沢市体育館条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(使用の許可)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>2 使用料の額は、<u>別表</u>____のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p><u>(使用時間)</u></p> <p><u>第5条</u> 体育館の使用時間は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、これを<u>変更することができる。</u></p> <p><u>(休館日)</u></p> <p><u>第6条</u> 体育館の休館日は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要があると認めるときは、これを<u>変更することができる。</u></p> <p>(使用の許可)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(使用の制限)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(使用料)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>2 使用料の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>3 略</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用料の減免)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p>

第13条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の使用時間及び休館日を変更し、又は別に定めることができる。

3 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前に第7条第1

項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1） 体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務

（2） 体育館の使用の許可に関する業務

（3） 体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務

（4） 前3号に掲げるもののほか、体育館の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

（利用料金）

第15条 第10条第1項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表第2に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、免除し、又は還付すること

<p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>	<p>ができる。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第16条</u> 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった体育館を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(目的外の使用又は権利譲渡の禁止)</p> <p><u>第17条</u> 略</p> <p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第18条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第19条</u> 略</p>
---	---

湯沢市健康ドーム条例の一部改正について
 湯沢市B&G海洋センター条例の一部改正について
 湯沢市体育館条例の一部改正について

1 改正理由

多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、「湯沢市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」等の規定に基づき、市民サービス向上と経費節減を図ることを目的に、湯沢市総合体育館等スポーツ施設（5施設）の指定管理者制度の活用を検討しており、所要の改正を行うものです。

なお、既存所管スポーツ施設（9施設：体育センター、湯沢武道館、湯沢弓道場、稲川体育館、皆瀬体育館、稲川野球場、雄勝野球場、皆瀬野球場、稲川スキー場）についても今後、施設のあり方、地域の実情に応じた施設の管理運営方法等について計画的に検討していく予定としております。

2 検討しているスポーツ施設

施設No.	名称	所在地
1	総合体育館	湯沢市字沖鶴140
2	健康ドーム	湯沢市字沖鶴168
3	B&G海洋センター	湯沢市字沖鶴171
4	ヘルシーパーク	湯沢市字沖鶴110
5	河川敷運動広場松ノ木グラウンド	湯沢市山田字下新山沖地内 (雄物川中川原橋上流左岸)

※No.4、5については指定管理に関する条文がすでに記載されており、改正は行わない

3 改正内容

施設の管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体に行わせることができるよう改正を行うものです。

4 施設の利用状況（単位：人）

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総合体育館	23,849	33,250	24,526
健康ドーム	7,264	9,691	6,717
B&G海洋センター	4,045	4,276	-
ヘルシーパーク	5,638	5,980	6,181
河川敷運動広場松ノ木グラウンド	3,629	3,273	5,270
合計	44,425	56,470	42,694

※B&G海洋センターは令和2年度コロナ感染防止のため利用休止

5 指定予定期間

指定の予定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日です。（3年間）

6 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、次に掲げる業務とする予定です。

- ①湯沢市総合体育館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ②湯沢市総合体育館等の使用の許可に関する業務
- ③湯沢市総合体育館等の利用に係る料金に関する業務
- ④前3項目に掲げるもののほか、湯沢市総合体育館等の運営に関する事務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

7 今後のスケジュール

- ①募集要項等の配布・・・令和4年8月～9月中旬
- ②募集説明会の開催・・・令和4年8月下旬
- ③応募受付・・・令和4年9月上旬～9月下旬
- ④ヒアリング・・・令和4年10月上旬～10月中旬
※湯沢市指定管理者選定委員会によるヒアリング
- ⑤選定結果通知・・・令和4年10月下旬
- ⑥教育委員会へ指定管理者提案・・・令和4年10月下旬
- ⑦議会へ議案提出・・・令和4年11月

※議決後、協定書締結 → 引継業務 → 指定管理開始（令和5年4月1日）

議案第4号

湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部改正について

湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部改正を別紙のとおり提案する。

令和4年1月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市学校給食センター条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

給食センターの職員・職務・事務分掌の改正内容

第2条（職員）の改正

学校給食共同調理場に置くと規定されている次の職員を、学校給食センターに置く職員として規定することに合わせて、調理場の表記を削除するものです。

- ・調理員
- ・その他の職員

第3条（職務）の改正

所長の職務を学校給食センターに係る業務のみとし、学校給食共同調理場の表記を削除するものです。

第4条（事務分掌）の改正

学校給食共同調理場の業務として規定されている次の業務を、学校給食センターの業務として規定することに合わせて、調理場の表記を削除するものです。

- ・調理に関すること
- ・輸送に関すること
- ・機械の操作及び管理に関すること

湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

教育委員会規則第 号

湯沢市学校給食センター条例施行規則（平成17年湯沢市教育委員会規則第15号）

の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

(4) 調理員

(5) その他の職員

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「及び調理場」を削る。

第4条第1項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 調理に関すること。

(7) 輸送に関すること。

(8) 機械の操作及び管理に関すること。

第4条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

湯沢市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(職員)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する湯沢市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>2 条例第4条に規定する学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）の職員は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>栄養士</u></p> <p>(2) <u>調理員</u></p> <p>(3) <u>その他の職員</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 所長は、教育長の命を受け、給食センター<u>及び調理場</u>の業務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 給食センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 条例第4条に規定する湯沢市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>調理員</u></p> <p>(5) <u>その他の職員</u></p> <p>(職務)</p> <p>第3条 所長は、教育長の命を受け、給食センター_____の業務を統括し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>2 略</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 給食センターの業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>調理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>輸送に関すること。</u></p> <p>(8) <u>機械の操作及び管理に関すること。</u></p>

(6) 略

2 調理場の業務は、次のとおりとする。

(1) 調理に関すること。

(2) 輸送に関すること。

(3) 機械の操作及び管理に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、調理場に関すること。

(9) 略

議案第5号

湯沢市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正の申出について

湯沢市学校給食費に関する条例施行規則を別紙のとおり一部改正するよう市長に申し出るものとする。

令和4年1月17日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

提案理由

湯沢市学校給食費に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

学校給食費の額 新旧比較表

規則で定める学校給食費 1 食当たりの額

区分	1 食当たりの額 (現行)	1 食当たりの額 (改正案)	値上げ額
小学校の児童	250円	280円	30円
中学校の生徒	290円	320円	

【参考】 条例で定める給食費の上限

区分	年額 (現行)	年額 (R4. 4. 1 以降)	値上げ額
小学校の児童	50,000円	56,000円	6,000円
中学校の生徒	58,000円	64,000円	

湯沢市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

規則第 号

湯沢市学校給食費に関する条例施行規則（平成29年湯沢市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	1食当たりの額
小学校の児童及び当該児童と同様の学校給食の提供を受ける者	280円
中学校の生徒及び当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者	320円

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。